

特区で働こう!

金融・情報特区の企業と雇用
平成26年6月末現在

企業数 36社
雇用者数 1,012名

経済金融活性化特別地区について

今月の「特区で働こう!」は、平成26年4月10日に名護市が指定されました「経済金融活性化特別地区」についてご紹介します。経済金融活性化特別地区は、従前の金融業務特別地区を発展的に解消し、対象産業を金融業務に限定せず、多様な産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため創設されました。

目指す姿

従来の金融特区を抜本的に改組し、沖縄における経済金融の活性化を図るための多様な産業の集積を促進し、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を車の両輪として、沖縄の経済金融の活性化へつなげます。



経済金融活性化特別地区

- ◇地 区：名護市
- ◇対象産業：沖縄県知事が設定し、内閣総理大臣が認定。(金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等)
- ◇優遇措置：(下記①、②、③は選択制)

① 所得控除制度(40%控除)

条件 ア：特区内に本店または主たる事業所を有する法人
イ：平成26年4月10日以降に特区内で設立され、10年以内の法人
ウ：特区内で常時使用する地元従業員が5人以上
※特区内での雇用が増加するほど税制メリット大
※所得控除額Ⅱ 所得金額×40%×
特区内従業員数/全従業員数
※県知事が対象法人を認定。

ポイント

- 多様な産業が対象に
- 区域外業務の制限なし
- 対象産業以外の活動も可能
- 常時従業員5人以上

② 投資税額控除

(機械装置・器具備品15%、建物等8%)
※特区内の投資が対象。限度額あり。
下限取得価格
機械装置：100万円超
器具備品 (建物等は1000万円超)

③ 特別償却

(機械装置・器具備品50%、建物等25%)
※特区内の投資が対象。限度額あり。
下限取得価格
機械装置：100万円超
器具備品 (建物等は1000万円超)

④ エンジェル税制の導入

県知事の指定を受けた中小企業の株式取得が対象。
(要件を大幅緩和：設立後3年・10年、赤字要件無し等)

⑤ そのほか、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税の特例

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

パネル展を開催しました。

市民を対象とした、新特区制度および金融・情報通信国際都市構想の広報や、名護市・特定非営利活動法人NDA・名護市地域雇用創造協議会の取り組みの紹介、また、求職者を対象とした人材育成講座等の周知および求人情報の提供を目的として、7月4日(金)～7日(月)の4日間、イオン名護ショッピングセンターにてパネル展を開催しました。



パネル展の様子

ご意見・ご感想をお寄せください

お問い合わせ先

金融・情報特区推進室 特定非営利活動法人NDA
TEL.0980-55-3333 FAX.0980-55-3332
メールアドレス.info-nda@nda.city.nago.okinawa.jp

WEBでも情報発信しています!

- NDAホームページ
<http://nda.city.nago.okinawa.jp/>
- 名護市金融・情報特区推進室
<http://www.city.nago.okinawa.jp/4/3259.html>

